

聖籠町告示 65号

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年9月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領（平成20年告示第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 青年等就農資金

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 新潟県農業者等育成センター

第4条第5項中「次のとおりとする。」の次に「また、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）を対象とする資金の貸付けにあつては、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（2）の指導農業士等による意見書及び第3の1の（4）の新潟県による確認書又は第3の1の（4）の新潟県による意見書（以下単に「意見書」という。）が付され、その内容が計画達成の見込みがあるものとするものである場合は、次の第1号の方法により行うものとし、意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるものである場合には、次の第2号の方法により行うものとする。」を加え、同項第2号中「認められる場合又は」を「認められる場合、」に、「人・農地問題解決推進事業実施要綱」を「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」に改め、「借り入れる場合」の次に「又は認定新規就農者が借り入れる場合」を加え、同号アただし書中「要請を行った場合」の次に「又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合」を加え、同号イ中「及び公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和

39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。以下「長期協会」という。)」を削り、同条第6項中「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の」を「基盤強化法第12条第1項の認定に係る」に、「酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の」を「酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る」に、「果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の」を「果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る」に改め、「果樹園経営計画を含む。)をいう。)」の次に「又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)」を加え、「及び長期協会」を削り、同条第7項第1号中「及び長期協会」を削る。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。